(参考資料2)

| | 職務 | 資格 | 解説 |
|-----------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 総括安全衛生管理者 | (労働安全衛生法 第10条第1項) | 総括安全衛生管理者は、その事業場における事 | 労働安全衛生法では、安全衛生管理が企業の生 |
| | 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに省 | 業の実施を統括管理する者をもってあてなければ | 産ラインと一体的に運営されることを目的とし、 |
| | 令で定めるところにより、総括安全衛生管理者を | ならない。(労働安全衛生法 第10条第2項) | 業種の如何をとわず一定規模以上の事業場にあっ |
| | 選任し、その者に安全管理者、衛生管理者等の指 | | ては総括安全衛生管理者を選任することを義務づ |
| | 揮をさせるとともに、次の業務を統括管理させな | | けている。 |
| | ければならない。 | | (労働安全衛生法 第10条 解釈例規) |
| | 労働者の危険又は健康障害を防止するための | | 事業の実施を総括管理する者とは、工場におい |
| | 措置に関すること。 | | ては工場長、建設現場においては作業所長といっ |
| | 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に | | たようなその事業場の事業の遂行全体について責 |
| | 関すること。 | | 任を負い、かつ権限をもつ立場にある者が安全衛 |
| | 健康診断の実施その他健康の保持増進のため | | 生面においても統括管理責任を負うことになる。 |
| | の措置に関すること。 | | (労働安全衛生規則 第2条) |
| | 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関 | | 総括安全衛生管理者の選任は、選任すべき事由 |
| | すること。 | | が発生した日から14日以内に行い、遅滞なく所 |
| | 前各号に掲げるもののほか労働災害を防止す | | 轄労働基準監督署長に報告すること。 |
| | るため必要な業務で、省令で定めるもの。 | | |
| 安全管理者 | (労働安全衛生法 第11条第1項) | 次のいずれかに該当する者で、法第10条第1 | 安全管理者は、原則としてその事業場に専属の |
| | 事業者は政令で定める業種及び規模の事業場ご | 項各号の業務のうち安全に係る技術的事項を管理 | 者を選任すること。 |
| | とに安全管理者を選任し、その者に前条第1項各 | するのに必要な知識についての研修であって厚生 | (労働安全衛生法 第11条 解釈例規) |
| | 号の業務のうち安全に係る技術的事項を管理させ | 労働大臣が定めるものを修了したもの | 「安全に係る技術的事項」とは、必ずしも専門 |
| | なければならない。 | 大学又は高等専門学校における理科系統の正 | 技術的事項に限る趣旨のものではないこと。 |
| | (労働安全衛生規則 第6条 解釈例規) | 規の課程を修めて卒業した者であって、その後 | (労働安全衛生規則 第5条 解釈例規) |
| | 建設物、設備、作業場所または作業法法に危 | 2年以上産業安全の実務に従事した経験を有す | 「理科系統」とは理学または工学に関する課程、 |
| | 険がある場合における応急措置または適当な防 | る者。 | 学科をいう。 |
| | 止の措置。 | 高等学校において理科系統の正規の学科を修 | 「産業安全の実務」とは、必ずしも安全関係専 |
| | 安全装置、保護具その他危険防止のための設 | めて卒業した者であって、その後4年以上産業 | 門の業務に限定する趣旨ではなく、生産ラインに |
| | 備・器具の定期的点検および整備。 | 安全の実務に従事した経験を有する者。 | おける管理業務も含めて考えて差しつかえないも |
| | 作業の安全についての教育および訓練。 | 労働安全コンサルタント。 | のであること。 |
| | 発生した災害原因の調査および対策の検討。 | 大学又は高等専門学校における理科系統の課 | () |
| | 消防および避難の訓練。 | 程以外の正規の課程を修めて卒業した者であっ | 安全管理者は作業場等を巡視し、設備、作業法 |
| | 作業主任者その他安全に関する補助者の監 | て、その後4年以上産業安全の実務に従事した | |
| | 督。 | 経験を有する者。 | 危険を防止するため必要な措置を講じなければな |
| | 安全に関する資料の作成、収集および重要事 | 高等学校において理科系統の学科以外の正規 | |
| | 項の記録。 | の学科を修めて卒業した者であって、その後6 | - |
| | 自社の労働者と他社の労働者が同一の場所に | 年以上産業安全の実務に従事した経験を有する | (労働安全衛生規則 第4条) |
| | おいて作業を行う場合における安全に関する必 | 者。 | 安全管理者を選任すべき事由が発生した日から1 |
| | 要な措置。 | 産業安全の実務に従事した経験が7年以上で | |
| | | ある者。 | 準監督署長に報告すること。 |

| | 職務 | 資格 | 解說 |
|-------|--|-----------------------------|--|
| 衛生管理者 | (労働安全衛生法 第12条) | 第一種衛生管理者免許を有する者。 | 衛生管理者は、原則としてその事業場に専属の |
| | 事業者は政令で定める規模の事業場ごとに衛生 | その他厚生労働省令で定める資格を有する | 者を選任すること。 |
| | 管理者を選任し、その者に第10条第1項各号の | 者。 | (労働安全衛生規則 第11条) |
| | 業務のうち衛生に係る技術的事項を管理させなけ | a 衛生工学衛生管理者免許を有する者。 | 衛生管理者は、少なくとも毎週1回作業場等を |
| | ればならない。 | b 医師、歯科医師。 | 巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のお |
| | (労働安全衛生規則 第11条 解釈例規)衛生 | c 労働衛生コンサルタント等。 | それがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を |
| | 管理者の職務 | 農林水産業、鉱業、建設業、製造業、電気業、 | 防止するため必要な措置を講じなければならな |
| | 健康に異常のある者の発見および処置。 | ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整 | い。また、事業者は衛生管理者に対し、衛生に関 |
| | 作業環境の衛生上の調査。 | 備業、機械修理業、医療業および清掃業以外の | する措置をなし得る権限を与えなければならな |
| | 作業条件、施設等の衛生上の改善。 | 業種については、 及び の資格以外に、第二 | ll _o |
| | 労働衛生保護具、救急用具等の点検および整 備。 | 種衛生管理者免許を有する者でも可能。 | (労働安全衛生規則 第7条) 衛生管理者を選任すべき事由が発生した日から |
| | 15 | | |
| | 衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持 | | 14日以内に選任し、事業者は遅滞なく所轄労働 基準監督署長に報告すること。 |
| | に必要な事項。 労働者の負傷および疾病、それによる死亡、 | | 基件監督者長に報言すること。 |
| | カ関省の負傷のより疾病、それによる死亡、 欠勤および移動に関する統計の作成。 | | |
| | 自社の労働者と他社の労働者が同一の場所に | | |
| | おいて作業を行う場合における衛生に関する必 | | |
| | 要な措置。 | | |
| | 毎年日記の記載等職務上の記録の整備等。 第生日記の記載等職務上の記録の整備等。 | | |
| | (労働安全衛生法 第13条) | 医師であって、次のいずれかの要件を備えた者 | 勧告等 |
| /王米匹 | 事業者は政令で定める規模の事業場ごとに一定 | 厚生労働大臣の定める研修(日本医師会の産 | 労働者の健康を確保するため必要があると認め |
| | の医師のうちから産業医を選任し、事業者の直接 | 業医学基礎研修、産業医科大学の産業医学基本 | るときは、事業者に対し、労働者の健康管理等に |
| | の指揮監督の下で専門家として労働者の健康管理 | 講座)の修了者。 | ついて必要な勧告をすることができる。 |
| | 等を行わせなければならない。 | 労働衛生コンサルタント試験に合格した者 | |
| | (労働安全衛生規則 第14条)産業医の職務 | で、その試験区分が保健衛生であるもの。 | 産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視 |
| | 健康診断の実施およびその結果に基づく労働 | 大学において労働衛生に関する科目を担当す | し、作業法法または衛生状態に有害のおそれがあ |
| | 者の健康を保持するための措置に関すること。 | る教授、助教授または常勤講師の経験のある者。 | るときは、直ちに、労働者の健康障害を防止する |
| | 作業環境の維持管理に関すること。 | 平成10年9月末時点において、過去に産業 | ため必要な措置を講じなければならない。また事 |
| | 作業の管理に関すること。 | 医として3年以上の経験を有する業種について | 業者は、産業医に対し、労働安全衛生規則第14 |
| | 前三号に揚げるもののほか、労働者の健康管 | は産業医となることができる。 | 条第1項に規定する事項をなし得る権限を与えな |
| | 理に関すること。 | | ければならない。 |
| | 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保 | | (労働安全衛生規則 第13条) |
| | 持増進を図るための措置に関すること。 | | 産業医を選任すべき事由が発生した日から14 |
| | 衛生教育に関すること。 | | 日以内に選任し、事業者は遅滞なく所轄労働基準 |
| | 労働者の健康障害の原因の調査および再発防 | | 監督署長に報告すること。 |
| | 止のための措置に関すること。 | | |
| | | | |

| | 選任を要する事業場とその職務 | 資格 | 解說 |
|---------|--------------------------|--|---|
| | (労働安全衛生法 第12条の2) | ^{長1日} 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三 | (安全衛生推進者等の選任) |
| 女王衛生推進有 | 製造業(物の加工業を含む。)電気業、ガス業、 | 力圏女主領主規則(昭和四)して力関目マ第二 十二号)第十二条の三に規定する労働安全衛生法 | (女主衛王推進有寺の歴년) 第十二条の三 法第十二条の二の規定による安全 |
| | 熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・ | <u> ラ / 第 示 ジー</u> C | 衛生推進者又は衛生推進者(以下「安全衛生推進 |
| | 建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・ | 号の業務を担当するため必要な能力を有すると認 | 者等」という。)の選任は、法第十条第一項各号の |
| | 建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴル | うい来物を担当するためが安な能力を育すると認 | 業務(衛生推進者にあっては、衛生に係る業務に |
| | フ場業、自動車整備業、機械修理業、林業、鉱業、 | 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に | 限る。)を担当するため必要な能力を有すると認め |
| | 建設業、運送業及び清掃業で、常時10人以上50 | よる大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十 | られる者のうちから、次に定めるところにより行 |
| | 人未満の労働者を使用する事業場とする。 | 八号)による大学を含む。)又は高等専門学校(旧 | りかから、次に定めることがにより行り |
| | (職務) | 専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に | 安全衛生推進者を選任すべき事由が発生した日 |
| | 安全管理者又は衛生管理者と同様の職務を担当 | よる専門学校を含む。)を卒業した者(職業能力 | から14日以内に選任すること。 |
| | する。 | 開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)に | その事業場に専属の者を選任すること。ただし、 |
| | 安全衛生推進者又は衛生推進者の職務は、具体的 | よる職業能力開発大学校(職業能力開発促進法 | 労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタ |
| | には、次のようなものであること。 | の一部を改正する法律(平成四年法律第六十七 | ントその他厚生労働大臣が定める者のうちから |
| | 施設、設備等(安全装置、労働衛生関係設備、保 | 号)による改正前の職業能力開発促進法による | 選任するときは、この限りではない。 |
| | 護具等を含む。)の点検及び使用状況の確認並びに | 職業訓練大学校を含む。)における長期課程(職 | 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三 |
| | こられの結果に基づく必要な措置に関すること。 | 業訓練法の一部を改正する法律(昭和六十年法 | 十二号)第十二条の三第二号の規定に基づき、厚 |
| | 作業環境の点検(作業環境測定を含む。)及び作 | 律第五十六号)による改正前の職業訓練法によ | <u>+= ・ </u> |
| | 業方法の点検並びにこられの結果に基づく必要な | る長期指導員訓練課程を含む。)の指導員訓練を | 労働安全衛生規則第十二条の三第二号に規定す |
| | 措置に関すること。 | 修了した者を含む。)で、その後1年以上安全衛 | る厚生労働大臣が定める者は、次のとおりとする。 |
| | 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関 | 生の実務(衛生推進者にあっては、衛生の実務。 | 安全管理者又は衛生管理者の資格を有する者 |
| | すること。 | 以下同じ。)に従事した経験を有する者。 | で、当該資格を取得した後五年以上安全衛生の |
| | 安全衛生教育に関すること。 | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | 実務(衛生推進者にあっては、衛生の実務)に |
| | 異常な事態における応急措置に関すること。 | 学校教育法による高等学校(旧中等学校令(昭 | 従事した経験を有する者。 |
| | 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関す | 和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含 | 厚生労働省労働基準局長が前三号に掲げる者と |
| | ること。 | む。)又は中等教育学校を卒業した者で、その後 | 同等以上の能力を有すると認める者。 |
| | 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等 | 3年以上安全衛生の実務に従事した経験を有す | 1007. |
| | の統計の作成に関すること。 | る者。 | (安全衛生推進者等の氏名の周知) |
| | 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、 | | 第十二条の四 事業者は、安全衛生推進者等を選 |
| | 届出等に関すること。 | 5年以上安全衛生の実務に従事した経験を有す | 任したときは、当該安全衛生推進者等の氏名を作 |
| | | る者。 | 業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働 |
| | | 厚生労働省労働基準局長が前三号に掲げる者と | 者に周知させなければならない。 |
| | | 同等以上の能力を有すると認める者。 | |
| 衛生推進者 | (労働安全衛生法 第12条の2) | 同上 | 同上 |
| | 上記以外の業種の事業場で常時10人以上50 | | |
| | 人未満の労働者を使用する事業場とする。 | | |
| | (職務) | | |
| | 同上 | | |